

総監第97号

令和3年3月31日

総社市長 片岡 聡 一
総社市議会議長 剣持 堅 吾 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 深 見 昌 宏

指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項及び同条第5項に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

令和2年度

指定管理者監査結果報告書

総社市監査委員

指定管理者監査報告書

1 監査の期日

令和2年6月10日

2 監査対象及び所管部署

指定管理者	対象施設	所管部署
特定非営利活動法人 きよね夢てらす	きよね夢てらす	文化スポーツ部 生涯学習課
	清音河川敷グラウンド 清音ふるさとふれあい広場	文化スポーツ部 スポーツ振興課

3 監査の方法等

公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が法令・協定書等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、監査対象施設及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係諸帳簿及び証拠書類との照合等のほか、監査対象施設に出向き関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

4 施設概要

◎ きよね夢てらす（生涯学習施設）

構造：木造2階建て

建設面積：517.51㎡，延床面積：1F 517.51㎡ 2F 267.32㎡

◎ 清音河川敷グラウンド（体育施設）

芝グラウンド：野球場1面，サッカー場1面（3.5ha）

◎ 清音ふるさとふれあい広場（体育施設）

テニスコート：4面，ゆうゆう広場：多目的広場 14,660㎡

グラウンドゴルフ場：8ホール 8,224㎡，ミニゴルフ場：1ホール 456㎡

ペタング場：1面，野外炊事場，ふれあい亭（管理棟内談話室）

5 指定管理の状況

◎ きよね夢てらす

(1) 指定管理期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日

(2) 指定管理者が行う業務

- ① きよね夢てらすの利用の許可に関する業務
- ② きよね夢てらすの施設及び設備等の維持管理に関する業務
- ③ 生涯学習の充実と推進を図る事業
- ④ 世代を越えた交流を図るとともに、情報交換等の場を提供すること。
- ⑤ 第1号から前号までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(3) 施設の利用状況

令和元年度 利用者数 24,542 人 (年間定期利用者 22,943 人 ,それ以外 1,599 人)

◎ 清音河川敷グラウンド・清音ふるさとふれあい広場 (体育施設)

(1) 指定管理期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 体育施設の使用の許可に関する業務
- ② 体育施設及び設備等の維持管理に関する業務
- ③ 使用料の徴収及び減免に関する業務
- ④ 体育施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ⑤ 体育施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- ⑥ 前5号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(3) 施設の利用状況 令和元年度 各施設利用者数

・清音河川敷グラウンド 芝グラウンド：10,360 人

・清音ふるさとふれあい広場

テニスコート：24,888 人，ゆうゆう広場：24,763 人，グラウンドゴルフ場：12,721 人

ミニゴルフ場：30 人，ペタンク場：2,903 人，野外炊事場：744 人，ふれあい亭：1,553 人

6 監査の結果

指定管理者監査を実施した結果、基本協定書等に定める公の施設の指定管理に関する事務の執行及び管理業務の実施状況については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、次の事項について改善を要するので、適切な措置を講ずるとともに適正な事務処理をされたい。

(1) 指定管理者に対する指摘事項について

「総社市きよね夢てらす指定管理に関する基本協定書」第20条では、毎年、業務計画書を総社市教育委員会に提出し、確認を得なければならないこととなっているが、業務計画書は、提出されていなかった。また、「総社市きよね夢てらす指定管理業務仕様書」7(2)では、きよね夢てらすの管理記録及び利用状況表等を作成し、毎月、総社市教育委員会に提出することとなっているが、提出されていなかった。

基本協定書や仕様書等に定められた必要書類を所管部署に提出し、業務の実施状況や施設の管理状況の確認を受けられたい。

(2) 所管部署に対する指摘事項について

指定管理者から、基本協定書や仕様書に定められた業務計画や管理記録等が提出されていなかったが、特に指摘した様子も見受けられなかった。施設の設置者として指定管理者に対する監督責任を果たすことが求められることから、基本協定書及び仕様書等の定めに従い、業務の実施状況及び施設の管理状況を把握するなど適正な管理に努められたい。